

高齢者のための在宅福祉サービス

問い合わせ先：高齢者いきがい課自立支援係・TEL内線2551

●要介護高齢者等手当支給

要介護高齢者と、その介護者に手当を支給します。

対象：市内に住所がある65歳以上の要介護高齢者（要介護3〜要介護5の認定者。ただし、介護保険施設等に入所している場合を除く）とその介護者（現在、実際に要介護高齢者を毎日介護している）

支給額：要介護高齢者Ⅱ月額六千円▼介護者Ⅱ月額六千五百円

必要書類：要介護高齢者と介護者の預金口座（郵便局を除く）がわかる物

●紙おむつ給付

対象：市内に住所がある65歳以上で、失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な方（貸しおむつ事業との併用不可）

費用：無料

*申請を受理した翌月から支給。

●貸しおむつ

一日につき、さらしの場合は二十四枚、ドビー織りの場合は十二枚まで、布おむつを貸与します。

対象：市内に住所がある65歳以上の在宅の要介護高齢者（要介護1〜要介護5の認定者）で、失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な方（紙おむつ給付事業との併用不可）

費用：無料

*申請を受理した翌月から支給。

●訪問理美容サービス

*配食サービスは、「食の自立支援事業」の一事業として位置し、利用の際、訪問調査を行います。

対象：市内に住所がある在宅の高齢者の自宅を訪問し、調髪などのサービスを提供します。

費用：一回当たり二千円（調整またはカットのみの場合）

利用回数：年度内四回（申請月により回数が異なります）

対象：市内に住所がある在宅の高齢者（要介護5の認定者）

費用：一回当たり二千円（調整またはカットのみの場合）

●日常生活用具給付等

日常生活用具を給付・貸与します。

給付（自動消火器・火災警報器・電磁調理器）

対象：市内に住所がある65歳以上で、在宅の要介護高齢者（要介護1〜要介護5の認定者）および一人暮らしの方▼電磁調理器Ⅱ市内に住所がある65歳以上で在宅の一人暮らしの方

費用：生計中心者の所得状況により自己負担あり

貸与（電話）

対象：市内に住所がある所得税

継続して一年間、介護保険の

サービス（年通算七日以内の短期入所サービスの利用を除く）および老人保健法に定める訪問看護を利用していない（ただし、連続三か月を越える長期入院があつた場合には、入院前後の在宅期間を合わせて一年間とする）

②要介護高齢者および家族のい

ずれも市民税が非課税

支給額：年間十万円

*要介護高齢者等手当と重複利用可。

緊急通報システム

緊急事態発生時に消防局へ通報できる装置を貸与します。

対象：おおむね65歳以上の一人暮らし（日中等、おおむね8時間以上一人暮らしとなる方を含む）で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある方

費用：設置工事は無料（ただし、日中等一人暮らしとなる世帯の生計中心者の前年所得税が課税の場合は、一部自己負担）

*基本料金・通話料金は自己負担。

*申請を受理した翌月末に設置

します。

生きがい活動支援通所

施設への通所により、創作・趣味活動やレクリエーション等、生きがい活動を支援するた

た

た

た

福祉タクシー利用料金の一部を補助します

平成17年度分の福祉タクシー利用券を交付しています。身体障害者手帳1級・2級または療育手帳④・Aの交付を受けている在宅の方は、手帳と印鑑を持って障害者福祉課(本庁舎1階)へ申し込んでください。

問い合わせ…障害者福祉課障害者福祉係・TEL内線2548

「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財に指定



指定証書を受ける原さん(左)

「川越氷川祭の山車行事」が、2月21日付けで国の重要無形民俗文化財に指定されました。

重要無形民俗文化財は、風俗習慣・民俗芸能のうち、国民の生活の推移を理解するため欠くことのできない重要なものが指定されます。

3月16日には、如水会館(千代田区)において指定証書交付式が開催されました。河合隼雄文化庁長官から川越氷川祭の山車行事保存会会長・原正次さんに指定証書が渡され、同会の皆さんは、350年の歴史がある祭りの伝統を今後も引き続き守っていく決意を新たにしていました。

問い合わせ…文化財保護課調査係・TEL内線2861

高校野球春季大会期間中の交通規制のお知らせ

大会期間中は、球場周辺の混雑が予想されるため、交通規制が行われます。規制区域は左図のとおりです。なお、大会期間中は市民グラウンドが臨時駐車場となります。

高校野球春季大会
4月23日(土)~28日(木)



交通規制=午前8時~午後5時

問い合わせ…公園管理事務所・TEL222-1130
1▼試合結果について▶初雁球場・TEL222-4908

建築物を建てる皆さんへ

建築物の工事が完了した建築主は、建築基準法により建築物の完了検査を受ける必要があります。検査済証(完了検査)は、その建築物が建築基準法の規定に適合していることを証明する物です。完了検査を必ず受けましょう。

問い合わせ…建築指導課審査担当・TEL内線3243

●生活管理指導員等派遣
生活管理指導員等を派遣し、施設を決定します。
*住んでいる地域により、利用

●生活管理指導短期宿泊
施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行います。
対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、基本的な生活習慣が欠如している方
費用：一日千七百三十円
利用回数：年度内七日

●寝具乾燥
年度内十回までの定期的な寝具の乾燥を行います。
利用施設：養護老人ホーム・やまぶき荘
対象：市内に住所がある65歳以上で、介護保険の対象とならない65歳以上で、日常生活を営むことが困難な方
費用：所得税額により異なる
利用回数：週一回一時間以内

●託老
養護老人ホーム・やまぶき荘で、食事サービス・生活指導等を週五日(土・日曜日、祝日等を除く)まで利用できます。
対象：市内に住所がある65歳以上(要支援・要介護1の認定者)で、家族が労働または疾病等の理由により在宅での日中の養護が困難な方(ただし、週三日以上利用し、家族による送迎ができること)

●徘徊高齢者家族支援サービス
「徘徊探知システム」の利用に係る経費の一部を助成します。
対象：市内に住所がある65歳以上の徘徊高齢者を居宅で介護している家族
種類：PHS方式▼GPS方式
助成額：申し込み料▶全額▼機器の月額使用料▶二分の一(限度額二千円)